

令和2年4月20日

保護者様

とみやまこども園
園長 山本 直子

緊急事態宣言発令に伴う登園自粛のお願い

先週、政府より全国に向けて緊急事態宣言が行われました。保護者の皆様には、今後のこども園の利用についてご心配されていたことでしょう。園でも岡山市からの通知等を待っておりましたが、降園時間までに間に合わず、週を明けてのお知らせになりました。先週金曜日（4月17日夕方）に来た岡山市のお手紙を遅くなりましたが、本日お渡しすることとなりました。

さて、別紙岡山市からの保護者宛ての依頼文にもありますように「4月18日（土）から5月6日（水）までの間、感染拡大防止と保育機能の維持のために登園自粛の要請」が出ました。ただし、「医療従事者や社会の機能を維持するために就業をすることが必要な者、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者、支援が必要な者の子ども等の保育が必要な場合」には、保育を実施いたします。

* 登園自粛期間は、4月18日（土）から5月6日（水）となります。

登園自粛をされる場合は、必ずその旨を電話・お帳面等でお知らせください。

（既に、お知らせいただいている場合は、再度の連絡は不要です。）

* 上記期間中は、家庭での保育が困難な園児のための保育です。

* 上記期間中の1・2号認定子ども（もも・きい・みどり組）の扱い（お休み）は「出席停止」となります。

* 登園自粛に伴う保育料還付・副食費の還付につきましては別紙（岡山市）を参照してください。

* 登園自粛中も感染予防の観点から、不要不急の外出を避けてください。

* 登園自粛中も園児の健康管理（観察）に留意いただき、「けんこうチェックカード」等にご記入ください。

* 園児に症状があれば、必ず園に早急にご連絡ください。

* 保護者や家族の方に症状があり、症状が継続する場合もお知らせください。

* 職場で感染が起こっている場合等も園長までお知らせください。